

工事請負契約書（案）

契約番号：

- 1

契約件名

上用賀公園拡張事業に係る建設工事
- 2

契約金額

¥

円

(うち消費税額及び地方消費税額相当分

¥

円)
- 3

工 期

契約の日から令和 年 月 日まで
- 4

契約保証金

納付
- 5

解体工事に要する費用等

工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建築物である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙「法第13条及び省令第7条に基づく書面」のとおり
- 6

契 約 日

令和 年 月 日

発注者と受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、上記の工事について、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。

また、受注者が建設共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の建設共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
本紙裏面は余白とする。

発注者

世 田 谷 区

契 約 担 当 者

印

受注者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

相手方コード								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

整理番号：

受付番号：

予定番号：

【特記事項】

- 1 契約書記載の工事には、次の各号により「工事請負契約約款（令和7年10月1日版）」（以下「工事請負契約約款」という。）を読み替えて適用するものとする。
 - (1) 工事請負契約約款第1条第1項における「設計図書（別添の仕様書（この契約において適用する工事標準仕様書がある場合は、これを含む。）、図面、発注説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）」を「設計図書（要求水準書等、募集要項等、事業提案書及び設計成果物等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。
 - (2) 工事請負契約約款第18条第1項第1号における「図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）」を「要求水準書等及び募集要項等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）」と読み替えるものとする。
 - (3) 工事請負契約約款第34条第1項における「5億円を限度とし、契約金額の40パーセント以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）」を「契約金額の40パーセント以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）」に読み替えるものとする。
 - (4) 工事請負契約約款第48条第1項第3号として「(3) 発注者が上用賀公園拡張事業基本協定書第7条第3項に基づく違約金を請求した場合」を追加する。
 - (5) その他、本契約が上用賀公園拡張事業（以下「本事業」という。）の実施のために締結されるものであることに鑑み、本事業に係る他の契約との間で整合性を図る必要がある場合、契約約款の各条項につき適宜読み替えて適用するものとする。
- 2 本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、本事業に係る契約関係書類（上用賀公園拡張事業基本契約書「別紙1：用語の定義」に定める契約関係書類をいう。）に定めるとおりとする。